

**令和3年8月1日から、
育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用
継続給付金の手続の際、通帳等の写しを原則不
要にします。**

※手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。

育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢者雇用継続給付金の最初の支給申請に当たっては、申請書の記載内容の確認書類として「払渡希望金融機関確認書類（通帳やキャッシュカードの写し等）」を提出していただいております。

令和3年8月1日以降、原則、これを不要とする取扱いに変更いたします。

対象となる申請書

〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・
（初回）高年齢雇用継続支給申請書

〈育児休業給付金〉

- 育児休業給付金受給資格確認票・
（初回）育児休業給付金支給申請書

〈介護休業給付金〉

- 介護休業給付金支給申請書



労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3号20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15	代表 0952-24-4361 適用課 0952-41-9307
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168